

議案第208号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イを削り、ウをイとする。

第3条第6項ただし書中「又は市指定特定事業法人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

総合特別区域法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 特区事業法人 次に掲げる要件のいずれかを満たす法人（法第294条第1項第5号に規定する個人及び法第701条の32第3項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）であつて、次条第1項の認定を受けたものをいう。

ア 省 略

イ 特区法第27条第1項に規定する指定特定事業法人であつて市規則で定めるもの（以下「指定特定事業法人」という。）

ウ 省 略
イ

(事業計画の認定)

第3条 省 略

2 - 5 省 略

6 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ大阪市特区地域進出等事業計画認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、認定を受けようとする法人が市指定法人又は市指定特定事業法人である場合は、この限りでない。